

はこだて市民健幸大学

チャレンジイベント等事業企画運營業務委託仕様書

1 業務名

はこだて市民健幸大学 チャレンジイベント等事業企画運營業務

2 目的

はこだて市民健幸大学実行委員会では、函館市民の健康意識を高めるため、楽しみながら参加できる各種イベントの開催のほか、はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」の配信をスタートするなど各種事業を展開してきたところである。

令和5年度については、運動やスポーツと健康の結びつきをテーマとし、誰もが楽しめ、気軽に参加可能な運動・スポーツ体験を中心としたチャレンジイベントの開催のほか、健幸イベントへ多くの参加や集客を図ることに加え、健幸アプリ登録者数の拡大に向け、幅広い世代の市民へ効果的なプロモーションを実施することにより、更なる市民の健康意識の醸成、はこだて市民健幸大学の認知度向上を図るものである。

3 事業主体

はこだて市民健幸大学実行委員会（以下「実行委員会」という。）

4 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

5 事業の概要

（1）業務内容

ア （仮称）はこだてウェルネスパーク

幅広い世代が楽しみながら気軽に参加でき、健康意識が高まる運動や健康づくりのイベントを4回開催すること。なお、イベントタイトル（ロゴ含む）について、市民に親近感や愛着が感じられ、運動会の参加や健康づくりのコンテンツに幅広く参加を促すネーミングをすること。

【開催回数】

① ウェルネスイベント第1弾

はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」を活用し、団体（企業やサークルなど含む）対抗のウォーキングバトルイベントを企画すること。

・開催時期 令和5年（2023年）7月～8月末

【参考】はこだて市民健幸大学公式ホームページ「ウォーキングバトル」
<https://hako-kenko.com/2022/08/19/walking-battle/>

② ウェルネスイベント第2弾

函館アリーナ（メインアリーナ）を会場に，運動会を中心とした，運動や健康づくりのイベントを企画すること。

・開催日時 令和5年（2023年）8月19日（土）

〃 8月20日（日）

・開催場所 函館アリーナ（メインアリーナ使用）

※8月18日（金）～20日（日）占用使用

全日9:00～22:00まで使用可能

※開催内容により，使用料が変動することから，実施内容によって積算し，事業費に計上すること。

③ ウェルネスイベント第3弾

街なかを舞台とした周遊ウォーキングイベントを企画すること。

・開催時期 令和5年（2023年）10月

④ ウェルネスイベント第4弾

函館アリーナ（全館）を一体的な会場として使用し，運動会を中心とした，運動や健康づくりのイベントを企画すること。

・開催日時 令和6年（2024年）1月27日（土）

〃 1月28日（日）

・開催場所 函館アリーナ（全館使用）

※1月25日（木）～28日（日）占用使用

全日9:00～22:00まで使用可能

※開催内容により，使用料が変動することから，実施内容によって積算し，事業費に計上すること。

【開催内容】

・第1弾のウェルネスイベントについては，参加対象を団体（企業やサークルなど含む）に限定し，多くの参加者を見込む企画内容とすること。

・第2弾，第3弾，第4弾のウェルネスイベントについては，団体，個人ともに参加でき，多くの参加者を見込む企画内容とすること。

・各ウェルネスイベントにおいては，必ずはこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」を使用した企画内容とすること。

【参考】はこだて市民健幸大学公式ホームページ

はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」

<https://hako-kenko.com/hakobit/>

・第2弾，第4弾のウェルネスイベントについては，誰もが楽しめ，参加可能な運動会のコンテンツを実施し，ニュースポーツを最低1回は必ず競技に取り入れる企画内容とするほか，ニュースポーツ，アーバンスポーツ，

パラスポーツの体験コンテンツを必ず取り入れる企画とすること。

・ウェルネスイベントの開催に際し、多くの参加や集客を図るため、健康づくりに関するイベントの同時開催やブースの設置などをあわせて企画することについて妨げないものとする。

【参考】

- ・ニュースポーツ（モルック、ポッチャ、ラージボール卓球など）
- ・アーバンスポーツ（スケートボード、スポーツクライミングなど）
- ・パラスポーツ（ポッチャ、ゴールボール、車いすバスケットボールなど）

イ イベントプロモーション業務

実行委員会が開催する上記ア①～④のイベント企画について、多くの参加や集客を図るため、幅広い世代の市民に向け、マスメディア（地域で発行シェアが高い日刊紙等）の活用やSNSでの情報発信、チラシ・ポスターの作成など効果的かつ断続的なプロモーションを企画すること。

ウ はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」プロモーション業務

（ア） Hakobit普及キャンペーン

はこだて健幸アプリの利用拡大を図るため、効果的なキャンペーンの実施および運営について企画するほか、アプリの普及、啓発に繋がるキャンペーンを企画すること。

・市民から、参加意欲が高まるスタンプラリーコースの募集を行うキャンペーンを企画すること。

・「働き盛り世代（60歳以下）」の市民から、健幸アプリのモニター募集（8名程度）を行うキャンペーンを企画すること。

なお、実施にあたっては、アプリの健康手帳機能の活用のほか、モニターへの支援については、実行委員会事務局の専門職（保健師、管理栄養士）と連携を図る企画とすること。

【参考】 はこだて市民健幸大学公式ホームページ

○はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」

<https://hako-kenko.com/hakobit/>

○はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」の使い方
（ダウンロード方法・主な機能など）

<https://hako-kenko.com/hakobit/use/#05>

（イ） Hakobit利用促進業務

はこだて健幸アプリの利用促進を図るため、Hakobitポイントをより一層貯めたくなるような魅力的なインセンティブ企画および運営について、企画すること。

（予算2,500千円想定 全体事業費内数）

・はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」の趣旨を理解し、ご協賛（物品協賛）いただける企業を令和5年5月中旬までに、新規10社

以上確保する企画内容とすること。

※令和5年1月現在

実行委員会インセンティブ企画経費 2,500千円 135名（運営費含む）

協賛企業 33社 1,405名

※協賛企業 33社については、令和5年度も引き続き実行委員会において、継続し協賛依頼を行う予定。

・はこだて市民健幸大学公式サイトと連携を図る企画内容とすること。

【参考】はこだて市民健幸大学公式ホームページ

○はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」プレゼント一覧・応募方法

<https://hako-kenko.com/hakobit/incentive/>

○はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」協賛企業募集のお知らせ

<https://hako-kenko.com/hakobit/cooperation/>

エ 警備

来場者の安全確保や周辺事故等を防ぐため、警備の配置にあたっては、留意すること。

オ 新型コロナウイルス感染予防対策

各事業においては、国等のガイドラインを遵守しながら、感染予防の徹底を図ること。

カ その他必要な業務

（ア）イベント会場

事業終了後について、原状復旧すること。

（イ）ごみ処理等

イベント会場は常に清潔な状態を保ち、運営に係る塵芥について適切に処理し、その費用を負担すること。

（ウ）キャンペーン経費

キャンペーン実施に係る会場使用料等その他必要となる経費を負担すること。

（エ）光熱水費

運営施設に係る光熱水費を負担すること。

（オ）イベント保険

期間中に怪我や万が一の事故に備え、イベント保険に加入すること。

（カ）確認事項

提案のイベントタイトルやロゴについて、商標登録を確認すること。

（キ）参加者へのアンケート調査および結果分析

・アンケート項目は、実行委員会で作成するので、はこだて健幸アプリ「Hakobit（ハコビット）」を活用し、イベント参加者への調査およびア

ンケート結果を分析すること。

・アンケート分析結果については、実施報告書にまとめ提出すること。

(ク) 実績報告書の作成

各事業終了後、実績報告書を作成のうえ、提出すること。

(ケ) 実行委員会との連携

実行委員会が、独自に準備する事業との連携を図ること。

(コ) 協賛企業等の確保

協賛企業の確保を前提とした提案について妨げないものとする。

(サ) デザイン等著作権の帰属

本事業に係わり作成したロゴ、イベントタイトル等、各種デザインの著作権は、実行委員会に帰属すること。

(シ) 上記業務の遂行について、内容の修正、変更、追加が必要となった場合には、実行委員会と協議のうえ決定するものとする。

6 その他要件、留意事項

(1) 本業務を遂行する上で必要となる各種手続きは受託者が行うこと。

(2) 全ての制作物の作成については、実行委員会と調整すること。

(3) 著作権法、個人情報保護法、景品表示法、各種法令に遵守すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症のまん延や自然災害など、やむを得ない事情により、実行委員会がイベントの開催ができない判断をする場合は、それに従うこととし、委託料の減額については、実行委員会と協議のうえ、決定するものとする。